

令和6年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」結果の概要等について

総合教育政策局 地域学習推進課

文部科学省では、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会を実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進している。

本調査は、この実施状況等について、公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とし、調査を行ったものである。なお、令和6年度学校基本調査の結果のうち、調査基準日（令和6年5月1日）において休校中と回答のあった学校を除いて集計している。

調査基準日では、全国の公立学校の約6割（58.7%）に当たる 20,153 校に導入されており、学校種別で見ると、義務教育段階の導入率が高い（65.3%）が、高等学校（導入率 37.3%、前年度より 4.1 ポイント増）、特別支援学校（導入率 50.4%、前年度より 4.7 ポイント増）においても着実に増加している（図1）。

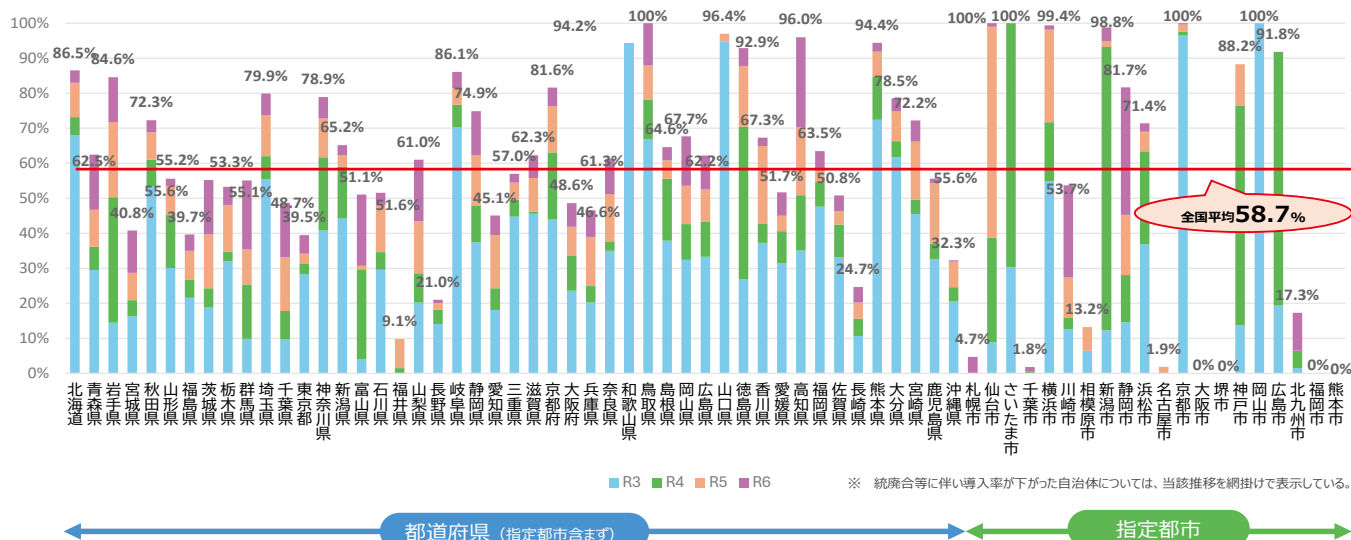
（図1）コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の学校種別の状況（下段はR5調査結果）

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258 園 2,437 園	353 園 341 園	15.6% 14.0%	557 園 510 園	24.7% 20.9%
小学校	18,291 校 18,437 校	12,001 校 10,812 校	65.6% 58.6%	13,793 校 13,487 校	75.4% 73.2%
中学校	8,951 校 9,010 校	5,761 校 5,167 校	64.4% 57.3%	6,481 校 6,173 校	72.4% 68.5%
義務教育学校	232 校 202 校	180 校 152 校	77.6% 75.2%	186 校 152 校	80.2% 75.2%
高等学校	3,437 校 3,449 校	1,281 校 1,144 校	37.3% 33.2%	652 校 581 校	19.0% 16.8%
中等教育学校	35 校 35 校	8 校 8 校	22.9% 22.9%	3 校 4 校	8.6% 11.4%
特別支援学校	1,130 校 1,117 校	569 校 511 校	50.4% 45.7%	263 校 237 校	23.3% 21.2%
合計	34,334 校 34,687 校	20,153 校 18,135 校	58.7% 52.3%	21,935 校 21,144 校	63.9% 61.0%

1 コミュニティ・スクールの導入状況

コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 47 条の 5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会は同規定に基づき教育委員会より任命された委員が一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である。

（図2）コミュニティ・スクールの導入率（令和3年度以降の推移／都道府県・指定都市別）



また、導入している自治体数は 1,449 自治体（前年度より 102 自治体増）であり、全国のおよそ8割の自治体が導入している。都道府県・指定都市別の導入状況は図2のとおりである。

2 地域学校協働本部の整備状況

地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である。「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言う。

調査基準日において、この地域学校協働本部が整備されている学校は、21,935 校（63.9%）であり、都道府県・指定都市別の整備状況は、図3のとおりである。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を共に整備している学校は、15,626 校であり、全国の公立学校の半数近く（45.5%）において一体的な整備が行われている。

3 地域学校協働活動推進員等の配置状況

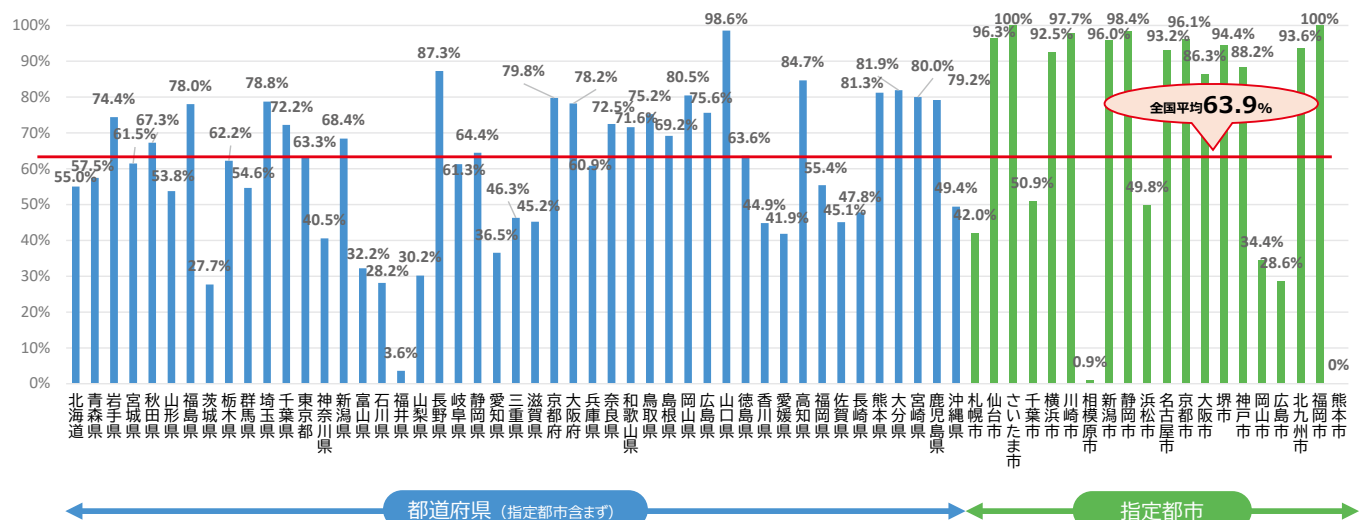
地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者であり、地教行法により、学校運営協議会の委員として学校運営に参画することが規定されている。

調査基準日における地域学校協働活動推進員は 15,230 人であり、その過半数（7,850 人）が、学校運営協議会の委員として任命されている。

また、社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されてはいないが、同等の役割を果たす者（以下「地域コーディネーター」という。）は、19,383 人であり、そのおよそ3人に1人（5,733 人）が、学校運営協議会の委員として任命されている。

なお、令和5年度に実施した実証研究「地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証」では、地域学校協働推進員等の効果発現の要因と期待される効果の間にどのような関係があるのかについて、調査・分析、整理を行った。例えば、効果発現要因の一つである「教育委員会の方針・取組」の中では、地域学校協働活動推進員等の配置体制・人数、地域学校協働活動に関する目標・計画の策定、地域学校協働活動推進員等の活

(図3) 地域学校協働本部の整備状況(都道府県・指定都市別)



動場所に対する支援が、地域学校協働活動・本部におけるコーディネート機能の強化などの効果実感を高めることが明らかとなった。

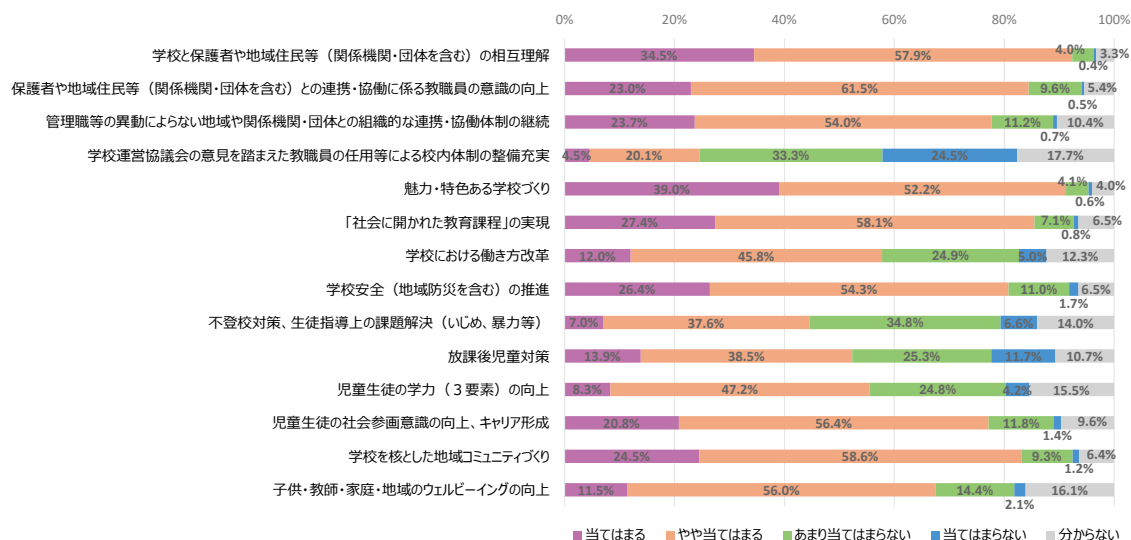
4 教育委員会としての成果実感及び学校運営協議会の効果的な運営に向けた取組

コミュニティ・スクールの導入校数が飛躍的に増加している中、これまで以上に導入後の形骸化を防ぎ、効果的な運営の継続に向けて取り組むことが重要である。そのた

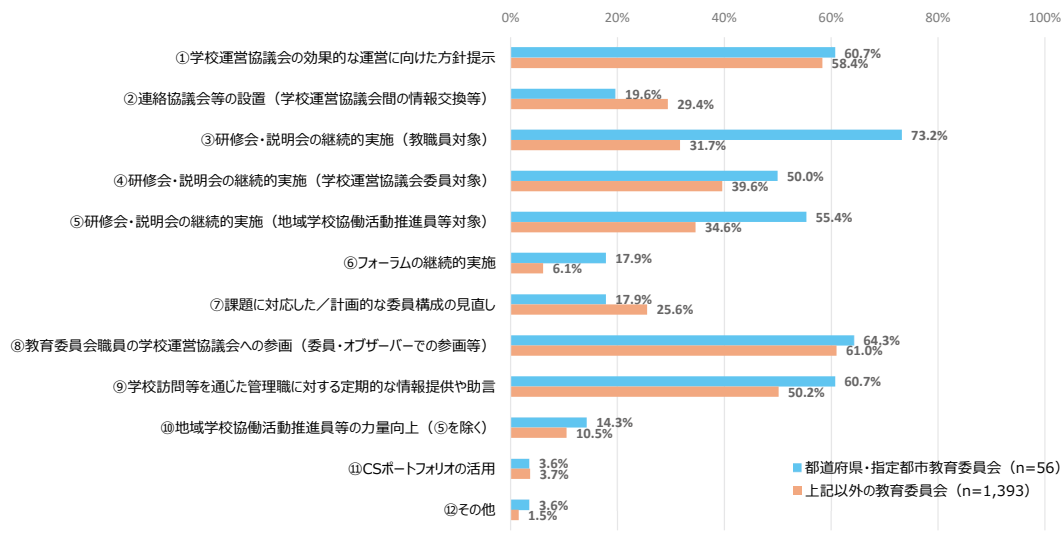
め、今回の調査では、学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるか、成果実感について聞き取りを行った。その結果、「学校と保護者や地域住民等の相互理解」、「魅力・特色ある学校づくり」の項目では、90%以上の教育委員会が肯定的に回答した（図4）。

同様に、教育委員会による伴走支援が重要であることから、取組状況の聞き取りを行った結果、「教育委員会職員の学校運営協議会への参画（委員・オブザーバーでの参画等）」、「学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示」、「学校訪問等を通じた管理職に対する定期

（図4）コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感



（図5）学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組



的な情報提供や助言」には、半数以上の教育委員会が取り組んでいることがわかった（図5）。

5 今後に向けて

これから学校運営協議会の設置を進める場合でも、効果的な運営を見据えて導入を進めていくことが必要である。学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示や、学校運営協議会間の情報交換等を行う連絡協議会等の設置、教職員や学校運営協議会委員等を対象とした研修会や説明会等の継続的实施、課題に対応した計画的な委員構成の見直しなど、教育委員会には伴走支援体制を構築することが求められる。教育長のリーダーシップの下、関係部局間の連携体制を整えるとともに、都道府県・指定都市教育委員会の場合においてはコミュニティ・スクールについて豊かな実践的知見を有する者をCSアドバイザーとして配置し、域内の市町村教育委員会や学校等に助言・支援する体制を構築することが望まれる。

加えて、地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターを複数人配置する場合は、専門性の異なる者を配置する等、効果的な配置・活用のための工夫が必要である。

また、学校運営協議会において地域学校協働活動について協議を行うことの重要性や、地域学校協働活動推進員等自身が学校運営協議会の委員として参画することの有効性も示唆されており、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的実施が一層求められている。

文部科学省では、引き続き、コミュニティ・スクールの更なる導入の加速化とともに、地域学校協働活動との一体的推進など取組の質の向上を図っていく。

6 コミュニティ・スクール制度化 20周年記念フォーラム（仮称）

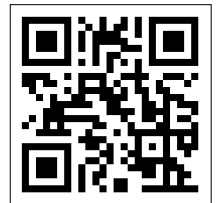
コミュニティ・スクールは、制度化20周年の節目を迎えており、その記念行事として、令和7年2月28日（金）に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

等に係る文部科学大臣表彰と合わせて、記念講演やパネルディスカッションなどを実施する。また、その一環として全国の公立学校園に在籍する幼児児童生徒を対象にコミュニティ・スクールに関するロゴマークとキャッチコピーを募集しており、最終選考の結果を本フォーラムで発表する（図6）。当日の様子はオンラインで配信予定であり、教育行政関係者にはぜひご覧いただきたい。

視聴方法等の詳細は、下記のHPで告知する。

「学校と地域でつくる学びの未来」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>



（図6）ロゴマーク・キャッチコピーの募集チラシ